

市町村合併

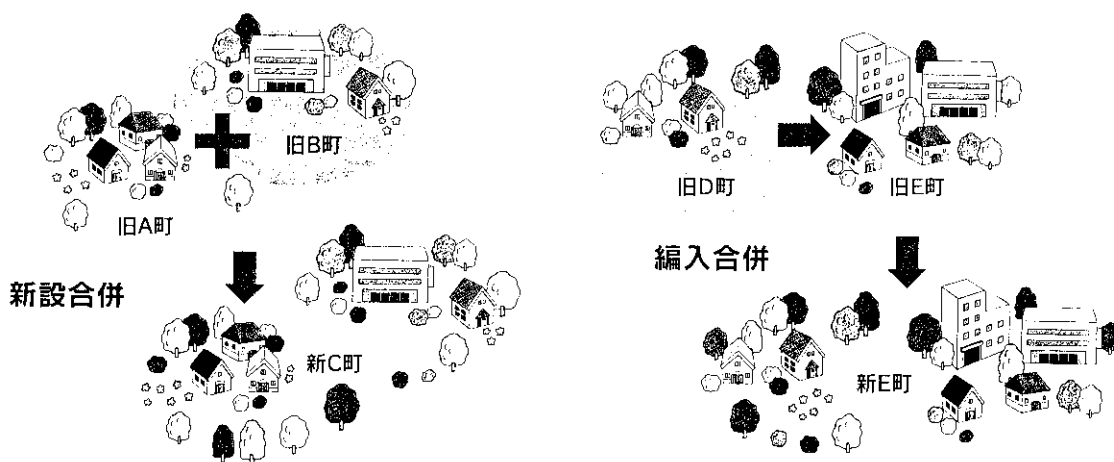
Q & A

Q 合併って…？

A 市町村合併とは、単に市町村の枠を取り払うためのものではなく、合併前の市町村が持っていたそれぞれの地域の人材、文化、産業等の資源を有機的に連携・活用しながら、新しいまちづくりを行う絶好の機会です。

また、今までの市町村の枠にとらわれた地域振興策を越えて、新しい枠組みのなかで、新機軸として新しい発想に立ったまちづくりが可能となります。

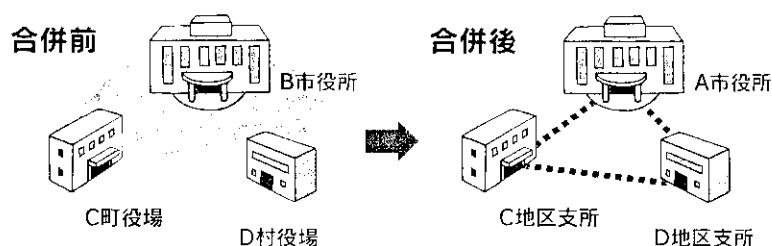
さらに、広域的な視点に立ったサービスの提供により、今まで以上の質の高い住民サービスが可能となります。市町村合併は21世紀の新しい地域のまちづくりなのです。



Q 役場が遠くありませんか？

A 合併後も、それまでの市役所や町村役場は、引き続き新市町村の支所や出張所として活用できますし、また、住民票の発行など地域ニーズの高い特定の事務を、地域に密着した郵便局が取り扱うことができるよう、法律の改正を行ったところです。

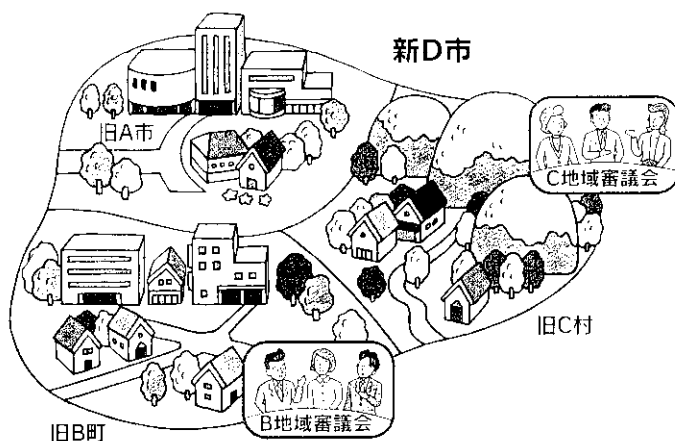
さらには、情報通信技術の発展により、近い将来、家にいながらにしてオンラインで申請等ができるようになり、空間距離は問題とならない社会になっていくでしょう。



Q 住民の声が届きにくくなりませんか？

A 地域ごとの公聴会、行政モニターなど従来からあるものだけでなく、旧市町村間の調整を図る「地域審議会」を設置し、合併前の旧市町村の意向に考慮できるようになっています。小学校区などで住民の方々が主体的に参加するまちづくりについても、「わがまちづくり支援事業」として応援しています。

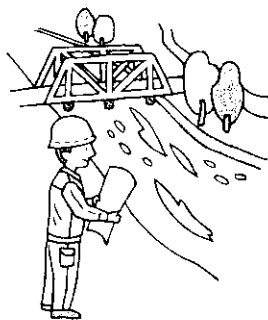
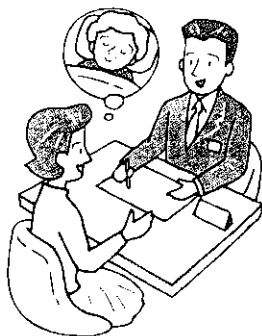
また、選挙に際して、合併前の旧市町村単位での選挙区を弾力的に活用することも可能です。さらには、インターネットの持つ双方向性機能などを考えると、いわゆる「IT化」により、政治に対する新しい形での住民参加が可能となることでしょう。



Q サービスが低下しませんか？

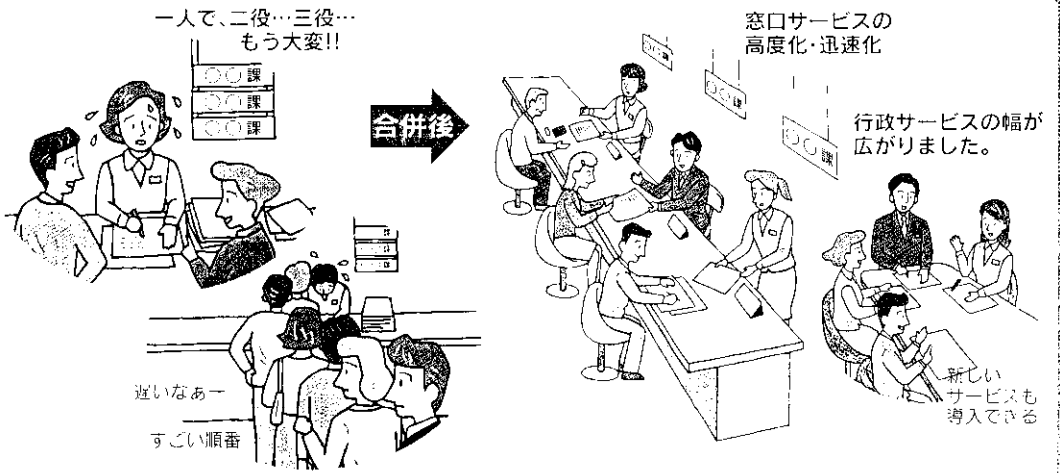
A 合併前の市町村間で住民サービスの水準、使用料及び手数料等が異なることはあります。これらの問題は合併前の関係市町村間で話し合って決められますが、事務処理の方法の効率化等によってサービス水準は高い方に、負担は低い方に調整されるのが一般的です。

また、合併により住民の負担が急激に増えないよう、所要の法改正等を行ったところです。

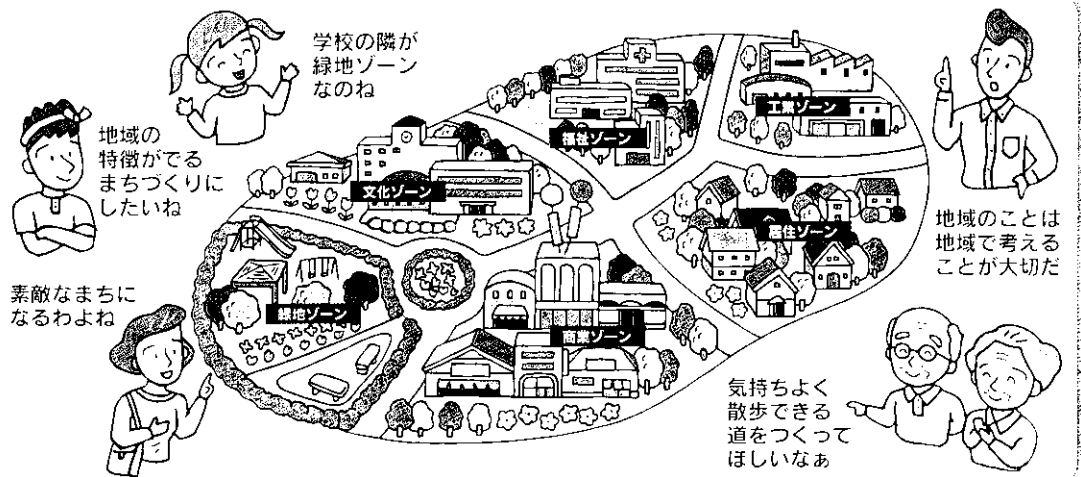


合併すると、何が良くなるの？

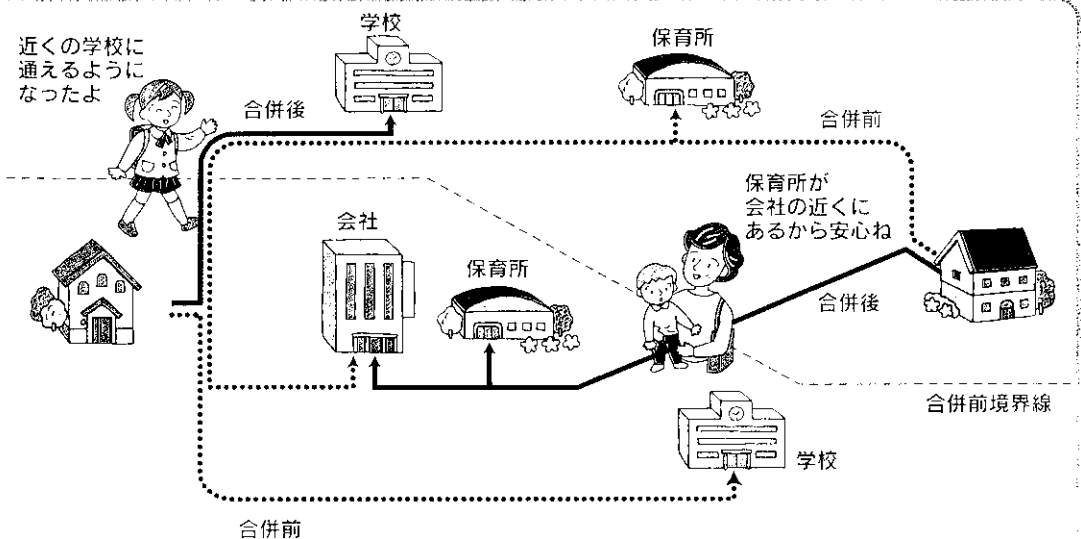
行政サービスが向上する！



広域的なまちづくりができる！



公共施設が便利に使える！



合併によって具体的に何ができるの？

まず、まちの変化を思い浮かべてみよう！

D町
10千人
C市
22千人
A市
45千人
B市
30千人

合併すると…

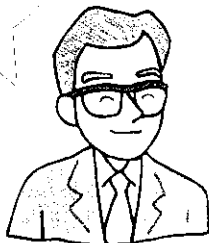
新しい市
107千人



合併によって経費が節減されます。

(仮定の市町村の合併の推進についての受託における合併パターンについて)

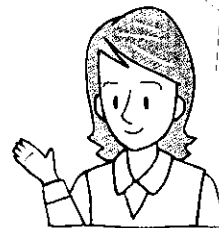
4つの市町村が一緒になって、同じ仕事をまとめられるから、いろんな経費を節約できるんだね。



519億円

スポーツ施設とか文化施設とか、みんなで一緒に使えるようになるんだわ。

340億円



4つの市町村の合計 合併後

合計179億円ダウン

合併によって削減された経費は、どんな事に利用できるか？ 考えられることは、いっぱいあるよね。

母子相談のための福祉保健センターがほしいわ～



特別養護老人ホームもあと50床くらいあれば、老後も安心だわ！



火災が心配だわ！古くなった消防車を新しくしてほしい



小学校の体育館が古くなってきたので、建て替えてほしいな！



将来のために借金(地方債)を減らすことも、考えなきゃ！



健康施設が安く使えるようになったよ！



さあ、今からみんなで市町村合併のことを考えてみよう!

住民のみなさんが主役です。

- 市町村は、みなさんのものです。その市町村の将来について、「私たちには関係ないこと」として片づけられますか？
- まずは自分が住んでいる市町村と周りのいくつかの市町村が一緒になったらどうなるか、具体的にメリットもデメリットも考えてみましょう。

国、都道府県や民間も、市町村合併をいろいろな形で応援しています。

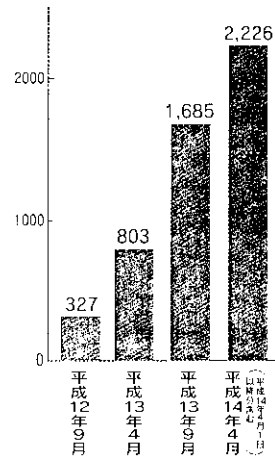
- 市町村合併についてのいろいろな情報をインターネットなどで積極的に提供しています。総務省ホームページの「合併相談コーナー」をご覧ください。
<http://www.soumu.go.jp/>
- 総務省では、合併をした市町村が困らないように、また、新しいまちづくりができるように、さまざまな支援をしています。
- また、政府においては、国民への啓発を進めるとともに、国の施策に関する関係省庁間の連携を図るべく、閣議決定により「市町村合併支援本部」を設置しています。
- さらに、各都道府県では「市町村の合併のパターン」を含む「市町村の合併の推進についての要綱」や「市町村合併支援プラン」を策定していますので、これをもとに、みなさんの市町村の将来の姿について議論してみたいかがでしょうか。また、各都道府県においてもそれぞれ「市町村合併支援本部」を設置して全庁的な支援体制を敷いておりますので、どんなことでも気軽にご相談下さい。
- 民間においては、樋口廣太郎アサヒビール名誉会長を中心に、経済界、マスコミ、労働界、学識経験者を始めとした地域リーダーの方々が発起人となり、「21世紀の市町村合併を考える国民協議会」(略称 合併国民協議会)が立ち上がりました。合併関連の情報やメッセージなどをメールマガジンで配信しています。

<http://www.gapei.com/>



市町村合併の議論を通じ、改めて自分たちのまちのあり方を考えてみてはいかがでしょう。

● 全国市町村合併協議会、研究会等の構成市町村数の推移

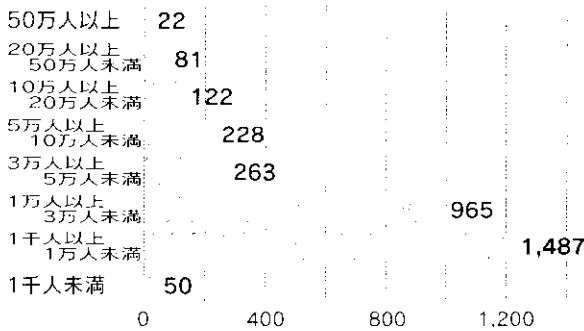


ほとんどの市町村で合併を検討しています。

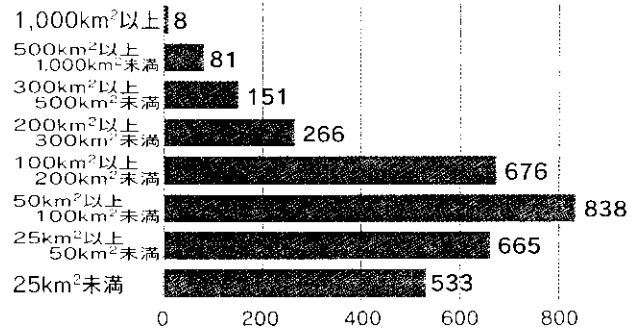


【資料編】

人口段階別市町村数

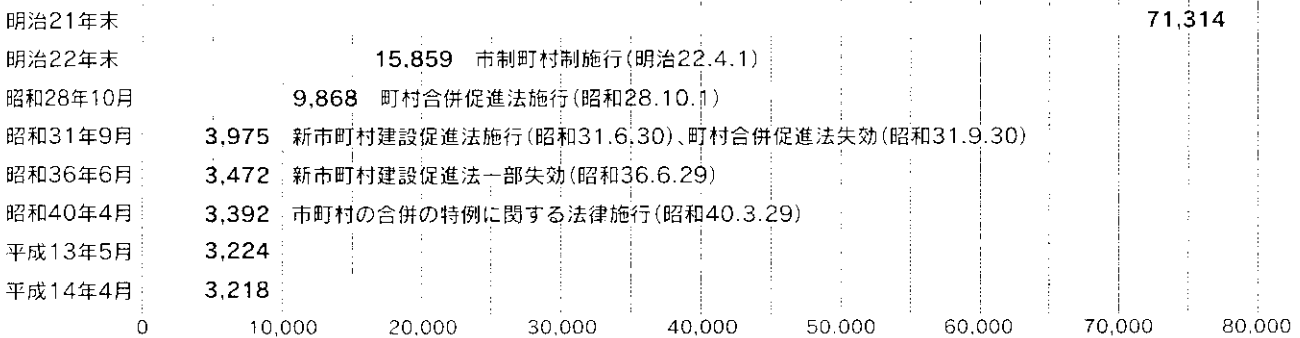


面積段階別市町村数



平成14年4月現在の市町村数を平成13年3月31日現在の形式別基本世帯人口により集計。面積は国土庁市町村面積(平成13年度)による。

市町村数の変遷



合併後の人口規模等に着目した市町村合併の類型

類型	想定される典型的な地域	合併を通じて実現すべき目標	人口規模と関連する事項
● 複数の地方中核都市が隣接している場合 ● 大都市圏において、複数の中小規模の市が隣接している場合	● 複数の地方中核都市が隣接している場合 ● 大都市圏において、複数の中小規模の市が隣接している場合	● 経済圏の確立 ● 官次都市機能の集積 ● 大都市圏における一極集中の是正 ● 指定都市への移行による都道府県も含めたイメージアップ	● 指定都市
			● 中核市(30万人以上) ● 特別市(20万人以上) ● 一般廃棄物処理(効率的なサーマルリサイクルが可能な300t/日規模の施設の目安:20~25万人) ● 老人保健福祉圏域(平均36万人) ● 二次医療圏(平均35万人) ● 広域市町村圏の実態(平均21万人)
● 地方中核都市と周辺の市町村で一つの生活圏を形成している場合 ● 大都市圏において、市街地が連たんし複数の小面積の市が隣接している場合	● 地方中核都市と周辺の市町村で一つの生活圏を形成している場合 ● 大都市圏において、市街地が連たんし複数の小面積の市が隣接している場合	● 都市計画、環境保全行政等の充実、保健所の設置など ● 中核的都市機能の整備 ● 急激な人口増加への広域的対応 ● 都道府県全体の発展の中核となる都市の育成 ● 中核市・特別市への移行によるイメージアップ	● 中核市(30万人以上) ● 特別市(20万人以上) ● 一般廃棄物処理(効率的なサーマルリサイクルが可能な300t/日規模の施設の目安:20~25万人) ● 老人保健福祉圏域(平均36万人) ● 二次医療圏(平均35万人) ● 広域市町村圏の実態(平均21万人)
			● 広域市町村圏の設定基準(概ね10万人以上) ● 消防の体制整備(10万人程度) ● 一般廃棄物処理(焼却)(100t/日規模の施設の目安:7~9万人) ● 女性に関する施策を専ら担当する組織(課相当)の設置(10万人程度)
● 地方圏において、人口の少ない市と周辺の町村で一つの生活圏を形成している場合 ● 大都市周辺において、人口の少ない市町村が隣接している場合	● 地方圏において、人口の少ない市と周辺の町村で一つの生活圏を形成している場合 ● 大都市周辺において、人口の少ない市町村が隣接している場合	● 一般廃棄物の処理(焼却)など一定水準の質を有する行政サービスの提供 ● 県下第2、第3の都市の育成による県全体の均衡ある発展	● 市制施行の要件(5万人(合併特例3万人))(福祉事務所の設置等) ● 市町村障害者社会参加促進事業の単位(「障害者関係障害者プランの推進方策について」平成8年11月15日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知(参照)) ● 特別養護老人ホームが2か所、デイサービス10か所、ホームヘルパー140人弱 ● 環境政策一般部門の専任組織(課相当)の設置(3万人程度)
			● 市制施行の要件(5万人(合併特例3万人))(福祉事務所の設置等) ● 市町村障害者社会参加促進事業の単位(「障害者関係障害者プランの推進方策について」平成8年11月15日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知(参照)) ● 特別養護老人ホームが2か所、デイサービス10か所、ホームヘルパー140人弱 ● 環境政策一般部門の専任組織(課相当)の設置(3万人程度)
● 中山間地域等において、地理的条件や文化的条件によるまとまりなど、複数の町村が隣接している場合 ● 離島が、複数の市町村により構成されている場合	● 中山間地域等において、地理的条件や文化的条件によるまとまりなど、複数の町村が隣接している場合 ● 離島が、複数の市町村により構成されている場合	● 福祉施設等の充実(福祉事務所の設置等) ● グレードの高い公共施設の整備 ● 計画的な都市化による圏域全体の発展 ● 市制施行	● 町村合併促進法(昭和28年)における標準(最低)規模(概ね8,000人) ● 中学校の設置(標準法による基準での最小:13,200人程度で1校)(1学校当たり生徒数を480人(1学級当たり生徒数40人×12学級)とする等の仮定を置いた場合、総務省試算) ● デイサービス、デイケアの設置(GP21/2.6万か所:14,800人程度に1か所) ● 在宅介護支援センターの設置(GP21/1万か所:12,500人程度に1か所) ● 特別養護老人ホームの整備(最小規模50床を基準(なお、大都市、過疎地等では例外的に30床:12万人程度) ● 2万人ではデイサービス5か所、ホームヘルパー60人弱 ● 建築技師の設置(1万人程度) ● GP21:ゴールドプラン21
			● 適切かつ効率的な基幹的行政サービスの提供 ● 必要、保健福祉、学校教育といった基幹的な行政サービスを適切・効率的に提供するためには、少なくとも「人口1~2万人程度」という類型の規模は期待される。

※参考資料:市町村の名称は地名に「市」の付かない町制施行(昭和11年)以降の市町村の名称(昭和14年)を基準とする。



総務省

総務省市町村合併推進室
<http://www.soumu.go.jp/>